

## エイズについて

一五二二二

これまで大臣におかれましては、福祉あるいは年金問題に大変熱心に取り組んでこられましたということで、短い時間ではございますが、率直な御意見をお伺いしたいという思いで質問をさせていただきます。

まず最初に、エイズ問題でございます。

大臣は、今日まで大変熱心に薬害エイズ問題に取り組んでこられました。そして、エイズ被害拡大の背景には厚生省のOBが天下りしている製薬会社との癒着があるのではないかとということで、厚生省の責任の明確化を求めてこられました。こうした薬害エイズ問題をめぐる大臣の御発言は大変歯切れのよいものであり、早急に真相の究明を行い、ぜひとも責任を明確にしていきたいと切に願っております。

そこで、大臣が就任早々打ち出されました、薬害が拡大した原因などを解明する調査班を厚生省に設けられました。その調査内容、また、緊急を要することですが、いつまでに結論を出されるおつもりなのかをお伺いしたいと思います。さらに、事実関係が明確になりつつあるこの責任問題についてはどのように考えておられるのか、あわせてお伺いをいたします。

菅国務大臣 ただいま青山委員のほうから、エイズの調査班について御質問をいただきました。

正式には血液製剤によるHIV感染に関する調査プロジェクトチームというものを、本年の一月二十三日に事務次官を責任者として厚生省内部に設けまして、一月月をめぐって調査をして私のほうに報告をする、そういう位置づけでスタートをいたしております。実は、きょうがちょうど一月月目に当たるわけですけれども、きょうの午後に現時点での報告を受けることになっております。

この調査の位置づけは、いろいろ議論はあったわけですが、役所の内部でまずこの間の事実関係をきちんと把握しようということでありまして、調査の項目も十一項目にわたり、また、私の方から調査の仕方についての指示もいたしまして、現在に至っております。

その調査過程の中で幾つかのファイルが見つかりまして、その一部、特に注目されていたものについて二十一日に発表させていただいた経緯があります。

そのさらなる調査の中身については、報告をきょう受ける予定にしておりますので、まだ私も細かいことは把握しておりませんが、関係をしたいろいろな方に対して質問状のような形でお送りをして、その回答もいただいておりますので、そういうものを十分検討させていただきまして、できるだけ早い時期に公表したい。もともと、この調査は公表することを前提としてお願いをしておりますので、そういう前提で回答をいただいたものについてもできるだけ早い時点で公表したいと考えております。

なお、事実関係が明確になった中で責任の問題ということであ

りますが、責任ということも幾つかの種類があるのかなと思っております。

一つは、まさにこの問題で、御承知のように、裁判が行われ、和解が進んでいるわけですが、その中で、和解に関連して裁判官の所見が出されておりまして、この中にも、国や製薬メーカーを含め、被告の責任、「重大な責任」ということが指摘をされております。この点につきましては、二月十六日の時点で私の方から、所見に述べられた中に国の責任も強く指摘をされているわけですが、その点については厚生省としてその責任を認めるといことを患者、家族の皆さんに申し上げたところであります。

それを含め、そのほかのいろいろな責任の問題も議論が出ていることは承知をいたしておりますが、その問題については、事実関係の解明が進む中でおのずからはつきりしてくることもあると思えますし、また、その中でさらなる議論が必要なものも出てくるのではないかと、現時点ではそのように考えているところであります。

青山委員 長い間、厚生省が、ない、存在が確認できないと言い続けておりました、エイズウイルスの過去の重要な資料が、先日、厚生省の書庫の中から見つかりました。私は、今まで本当に見つからなかったのかという素朴な疑問が起こるわけでございます。この調査班ができて三日後のことだったわけでございますが、ともかく出てまいりました。その資料がないということと責任を回避して解決をおくらせてきた厚生省のこれまでの姿勢に、私は心から怒りを覚えるわけでございます。

そこで、確認しておきたいのでございますが、今回の調査班は、厚生省自身が自分で自分を調査、解明するという役割を担っているわけでございます。果たして、国民の納得のできる、信用できる調査、薬害拡大の原因の解明が本当にできると言えるのでしょうか。

国民の信頼を取り戻すためにも、信頼できる透明性の高い調査、すなわち、さらに徹底した調査と、そのほかにも資料がございましたら完全な資料の公開をすべきと思っておりますが、この点については大臣のお考えはいかがでしょうか。ほかにも資料があると私は思いますが、いかがでしょうか。

菅国務大臣 実は、この調査プロジェクトをつくる时候にも、各方面から、省内だけの調査プロジェクトで十分なのかという指摘もいただきました。

私も、省内でつくられるプロジェクトの調査と、場合によつたら外の皆さんに参加をいただく調査と違いますか、これは審議会のようなものになるのかと思いますが、そういうものとはそれぞれ性格はあるいは違うのじゃないだろうか。また、場合によっては、この国会でいろいろ調査をされるということもあり得ると思いますが、それもまたそれとして、一つのある重要な性格を持っているのじゃないだろうか。

そういう意味では、今回は省内に設けることで、私としては省自身の責任のもとで、これ以上は捜しようがないということとまできちつと捜査してくれ、もし見つからなくても、どこ場所をだれに聞いてどういつうに調べたかということをはっきりさせて調べて

ほしい、そういう指示をいたしまして、その結果、今青山委員の言われたように、幾つかの資料が二十六日から二月八日にかけて見つかったということであります。

さらなる調査という問題は、いろいろ今後の議論としては十分あり得るかとは思っておりますが、御承知のように、調査の責任と権限のような問題で、今やっている調査でも、例えば関係した方に、特に省に属しておられない方、民間の方についてはお願いをして答えをいただいているという形でありますので、なかなかそれ以上に法律的に調査をするという権限は厚生省自身にはありませんし、ある分もありますけれども、例えば薬事法に基づくと幾つかの点がありますが、そういう点では、まずは省内における調査が

(注)「」内は文書の引用部分